

2020 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本栄養士会会員 各位

公益社団法人 日本栄養士会 代議員選挙管理者

公益社団法人日本栄養士会 2020 年度、2021 年度代議員の
選挙の実施に関するお知らせ(通知)

日本栄養士会定款施行規則第 7 条第 1 項に基づき、本会の 2020 年度、2021 年度代議員の選挙の実施に関するお知らせします。

代議員の任期は2年で(本会定款第 6 条第 7 項)、現在の 2018 年度、2019 年度の代議員の任期が 2020 年度の定時総会開会前をもって終了することから、新たに 2020 年度、2021 年度の代議員を選ぶこととします。

今回の代議員選挙は下記の要領により実施します。

本会のすべての会員は、代議員に立候補する権利とともに、代議員を選ぶ権利をもっています(本会定款第 6 条第 3 項、同第 4 項)。代議員の職責の重要さに鑑み、今回の代議員の選挙に一人でも多くの会員の皆さまが参加されるようご案内申し上げます。

以 上

記

[代議員選挙の要領]

1、代議員の任期年度

2020 年度、2021 年度(任期の終期は、2022 年度の定時総会の開始前まで)

※2022 年度定時総会の代議員は 2022 年度に選出となります。

2、選挙区域:都道府県栄養士会

3、代議員の定数

総数 250。都道府県栄養士会毎に 2 名と、都道府県栄養士会の 2019 年度末の会員数を基準にして残る 156 名を都道府県栄養士会に配分した人数の合計

4、選挙の管理機関:都道府県栄養士会又は都道府県栄養士会の定める管理者(※)

※都道府県栄養士会が定めないときは本会

5、選挙の実施日:都道府県栄養士会の 2020 年度定時総会又は都道府県栄養士会の定める日(※)

※都道府県栄養士会が定めないときは本会の定める日

6、選挙の実施方法:都道府県栄養士会の定める方法(※)

※都道府県栄養士会が定めないときは本会の定める方法

7、立候補届出等:立候補の届出は、都道府県栄養士会の 2020 年度定時総会の日の 15 日前又は都道府県栄養士会の定める日までに、書面をもって、都道府県栄養士会又は本会宛にこれを行うこととします。